

一般規則 : ディプロマプログラム

ディプロマプログラム（DP）

一般規則：ディプロマプログラム

2014年4月に発行の英文原本 *General regulations: Diploma Programme* の日本語版
2015年11月発行

本資料の翻訳・刊行にあたり、
文部科学省より多大なご支援をいただいたことに感謝いたします。

注：本資料に記載されている内容は、英文原本の発行時の情報に基づいています。

非営利教育財団 国際バカロレア機構
(International Baccalaureate Organization)
15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

発行所
International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL, United Kingdom

ウェブサイト：www.ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2015

国際バカロレア機構（以下、「IB」という。）は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、こうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。法令またはIB内部規則もしくは方針に明記されていない限り、IBの事前承諾書なしに、本書のいかなる部分も、形式と手段を問わず、複製、検索システムへの保存、送信を禁じます。詳しくはwww.ibo.org/copyrightをご覧ください。

IBの商品と刊行物は、IBストア(<http://store.ibo.org>)でお求めください。ご注文については、販売・マーケティング部にお問い合わせください。

電子メール：sales@ibo.org

International Baccalaureate、Baccalauréat International および Bachillerato Internacional は、International Baccalaureate Organization の登録商標です。

I. 総則

第1条：適用範囲

- 1.1 国際バカロレア機構（以降、その関連団体も含めて「IB機構」と称する）は、国際的な教育のために、初等教育プログラム（PYP）、中等教育プログラム（MYP）、ディプロマプログラム（DP）およびキャリア関連プログラム（CP）という4つのプログラムを策定・提供している団体である。本機構は、これら4つのプログラムの1つ以上を生徒（「IB資格取得志願者」：以降、「志願者」と称する）に対して実施するIBワールドスクール（以降、「学校」と称する）を認定する。
- 1.2 本資料は、DPを実施するIBワールドスクールとしての認定を受けた学校に適用される一般規則を説明するものであり、学校、志願者、およびその法的保護者を対象としている。本資料における「法的保護者」とは、DPに登録された志願者の保護責任を有する親および個人を意味する。志願者が法定年齢に達している場合は、本資料で規定されている学校の法的保護者に対する義務が、当該志願者に対しても適用される。
- 1.3 IB機構は、大学入学前の16～19歳の生徒を対象とするプログラムとして、DPを策定した。DPは、中等教育の最後の2年間に実施され、プログラムを構成している科目や要素についての「国際バカロレアのディプロマ」（以降、「IBディプロマ」と称する）または「ディプロマプログラムのコース修了証」（DP Course Results）（以降、「DPコース修了証」と称する）を取得できるように構成されている。
- 1.4 本資料は、学校に対してその役割と責任を示し、また志願者と法的保護者に対してIB機構やDPに関する情報を提供するために策定されている。

第2条：学校の役割と責任

- 2.1 学校は、本資料『General regulations: Diploma Programme（一般規則：ディプロマプログラム）』（以降、「本資料」と称する）の条項のほかに、別資料として提供されている『Rules for IB World Schools: Diploma Programme（IBワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム）』、さらにIB機構から学校に提供されるDPコーディネーターと教師のための『Handbook of procedures for the Diploma Programme（DP手順ハンドブック）』（以降、「ハンドブック」と称する）に記載された運営要件に従わなければならない。
- 2.2 IB機構は教育機関ではなく、志願者に対する教育は行わないため、DPは、IBワールドスクールによって実施・指導される。学校は、IB機構から完全に独立していて、DPのコースを教室のみで提供するか、IB機構の認定したオンライン

-
- ンコース提供業者のオンラインコースと教室のコースを組み合わせて提供するかにかかわらず、D P の実施と指導の品質に対する責任を負う。
- 2.3 学校は、D P の全般的な特徴と学校による実施方法について、志願者と法的保護者に知らせる責任がある。さらに、I B 機構が提供する評価サービスとD P に適用される規則や禁止事項についても、志願者と法的保護者に知らせなければならない。
- 2.4 I B 機構は、学校がD P を提供する能力とその意志を維持することは保証できない。このため、学校が何らかの理由でD P の実施認定を I B 機構から取り消された場合、または学校がD P の実施認定を打ち切ると決めた場合も、学校が志願者と法的保護者に対する全責任を負う。
- 2.5 I B 機構は、I B ディプロマまたはD P コース修了証の授与につながるカリキュラムと評価要件を策定し、その授与を行う唯一の組織である。I B ディプロマまたはD P コース修了証は、本資料の規則とハンドブックの運営要件に従って評価要件を満たした志願者のみに授与される。学校は、ハンドブックに記載された試験セッションの詳細、期日、手順を順守しなければならない。
- 2.6 学校は、志願者がD P の評価要件をすべて満たしていることを確認する責任を負う。志願者がこれらの要件を満たしていない場合、当該科目や当該要件の成績は授与されない。
- 2.7 I B ディプロマを取得するには、志願者は、D P の実施認定を受けた学校で、または I B 機構の認定したオンラインコース提供者を介して、D P の学習と評価の課程に従わなければならない。さらに、I B ディプロマでは、科目要件のほかに、やはり評価対象となる「課題論文」と「知の理論」、および「創造性・活動・奉仕」と呼ばれる取り組みが無事終了すること（以降、「C A S」と称する）といったさらなる要件を満たすことも要求される（これらは総称して「コア」と呼ばれている）。
- 2.8 志願者は、選択した 1 つ以上の科目やコア要素の学習と評価の課程に従うことで、D P コース修了証を付与される。D P の科目では、通常、内部評価と外部評価が行われる。
- 2.9 学校は、D P コーディネーターを指名する責任がある。D P コーディネーターは、学校内のD P の実施を管理し、5月と11月の筆記試験の期間中および成績の通知時に必ず勤務し、すべての志願者が成績を受け取ったことを確認しなければならない。また、学校は、成績が志願者に通知された後、志願者を代理して成績照会サービスをリクエストしたり、必要に応じて次回の試験セッションに登録したりする担当者に連絡できるようにしなければならない。この担当者は、コーディネーターまたはそれ以外の者とすることができます。
- 2.10 学校は、これから行われる試験セッションのために I B 機構が用意する試験資材と問題用紙を安全に保管する責任を負う。これらの資材の安全な保管手順が守られなかった場合、学校は、I B の学校支援サイト「I B アンサー」を介して直ち

に I B 機構に通知しなければならない。学校は、その状況について報告書と他の関連情報を I B 機構に提出し、また調査と対応にあたる I B 機構に適宜協力しなければならない。

第3条：志願者と法的保護者

- 3.1 本資料かハンドブックに他の記載がないかぎり、志願者や法的保護者は、I B 機構に連絡する際、学校のD P コーディネーターを介して連絡しなければならない。志願者や法的保護者が、D P の全般的な特徴、運営、学校による実施方法について質問する場合は、学校のD P コーディネーターに提起しなければならない。
- 3.2 I B ディプロマやD P コース修了証を取得するには、志願者は、プログラム期間の2年以内、もしくは科目を再履修する場合はその延長期間内に、すべての要件を満たさなければならない。
- 3.3 志願者は、D P への参加期間中、責任のある倫理的な行動をとらなければならない。こうした行動は、I B 機構が独自の裁量で決定し、これには学問的不正行為（第20条の定義による）に従事しないことが含まれる。また、試験の時点で、学校に費用を納め、規則を守っていかなければならない。
- 3.4 I B 機構は、志願者がD P の評価要素に関して無責任または非倫理的な行動をとった場合、その要素の評価用提出物の採点やモデレーションを拒否する権限を保有する。こうした行動は、I B 機構が独自の裁量で決定し、これには学問的不正行為に従事すること、評価の内容に無関係な冒涜的または卑猥な素材を含むことなどが含まれる。そのような場合は、無責任または非倫理的な行動のために採点やモデレーションが行われなかつた評価要素の一部または全部に対して採点をゼロとする権限を、資格授与委員会（第16条の定義による）が保有する。

第4条：機会均等の表明

- 4.1 I B 機構は、すべての児童生徒に対して、I B ワールドスクールを通じて I B プログラムを提供している。いかなる児童生徒も、法律で禁止されているように、人種、国籍、出身国、民族、文化、性別、年齢、性的指向、宗教、政治的信念、身体障害、そのほか個人的特徴を理由として、I B 機構から排除されることはない。学校は、この規則に従って、I B のこの立場を可能にするための義務を果たさなければならない。
- 4.2 I B 機構は、学校と I B 機構が定めた学問的な要件を満たし、I B の試験セッションの費用を支払って登録したすべての志願者に対して、I B ワールドスクールを通じて評価を提供している。いかなる児童生徒も、法律で禁止されているように、人種、国籍、出身国、民族、文化、性別、年齢、性的指向、宗教、政治的信念、身体障害、そのほか個人的特徴を理由として、I B 機構から排除されるこ

とはない。学校は、この規則に従って、IBのこの立場を可能にするための義務を果たさなければならない。IB機構は、志願者が評価に参加できるようにするため、あらゆる合理的な努力や配慮、また法律で要求される可能性のある努力や配慮を行う。

第5条：IBディプロマに対する認識

IB機構は、中等教育の修了や高校卒業の資格の根拠、また大学や他の高等教育機関への入学の資格の根拠としてIBディプロマが広く認識・受理されるようとするため積極的に活動しているが、個々の教育機関や国の当局が定める要件は、IB機構の手の届かないところで変更されている。このためIB機構は、個別の大学や国の関連当局からIBディプロマやDPコース修了証が認められるかどうかは保証しておらず、大学や国の関連当局による認識に変更があったとしても、その結果に対する責任を負わない。したがって、志願者と法的保護者は、志願を検討している大学や他の高等機関の入学要件を確認する全責任を負う。

第6条：志願者が作成する成果物の所有権と知的財産権

- 6.1 志願者が作成する種々の形式の成果物は、評価要件の一部としてIB機構に提出される。こうした評価のための成果物（以降、「成果物」と称する）には、あらゆる形式の著作物、視聴覚資料、コンピュータープログラム、データなどが含まれ、場合によっては志願者の画像や音声が含まれることがある。
- 6.2 志願者は、評価目的で提出したすべての成果物の著作権を保有するが、それらの成果物を提出することにより、第6.4条の適用範囲内で、当該国や地域の著作権保護期間にわたって、以下の非独占的・全世界的・無償ライセンスをIB機構に付与することになる。評価、教育、研修、およびIB機構の活動やIB機構が認定する活動に関連したプロモーションを目的として、提出された成果物を複製するためのライセンス、視聴覚資料に志願者の画像や音声が含まれている場合はそれらを使用するためのライセンス、さらに評価目的で行われたあらゆる媒体の音楽演奏を複製するためのライセンス。これらのライセンスは、IB機構への提出日より有効となる。
- 6.3 IB機構は、評価以外の目的でこれらの成果物を使用する際、成果物を特定の必要性のために改変、翻訳、変更することがあり、またほとんどの場合は、印刷や電子形式で発行する前に匿名化する。発行の目的が成果物の水準の高さに焦点をあてることである場合は、提出した志願者と学校を特定することがあり、その場合は学校に事前に通知する。学校は、提出した志願者に通知する。
- 6.4 特別な事情がある場合は、志願者や法的保護者が要請することにより、志願者の成果物を評価以外の目的で使用するための第6.2条で言及されたライセンスの一

部を、特定の成果物について取り消すことができる。その場合は、ハンドブックに記載された手順に従って I B 機構に通知しなければならない。志願者は、学校の D P コーディネーターに書面通知を提出し、D P コーディネーターは、ハンドブックに記載された期日までに I B 機構に通知する義務がある。この場合、I B 機構は、第 6.5 条に従って当該成果物を評価目的にのみ使用する。

- 6.5 I B 機構は、成果物が評価目的で提出された際に付与されるライセンスに基づいて、当該成果物を電子的にスキャンし、保管し、またあらゆる媒体で複製することにより、試験官、モデレーター、または評価プロセスとその後の不服申し立てにかかる者（第三者業者やサービス提供者を含む）に成果物を送れるようになることができる。また、成果物は、試験官の研修でも使用されることがある。志願者の成果物を評価以外の目的で使用するためのライセンスの一部を志願者が取り消した場合は、当該成果物が I B 機構の発行物に掲載されたり商業目的やプロモーション目的に使用されたりすることはない。
- 6.6 評価のために提出された成果物やその複製物は、学校内の教師によって内部評価されるか（評点はモデレーションの対象となる）、I B の試験官によって外部評価される。学校か第三者かなど、評価期間中に成果物やその複製物が保持される場所にかかわらず、成果物やその複製物は、常に I B 機構の代理として保持され、また適用されるプライバシー関連法規に則って保持される。
- 6.7 評価のために I B 機構に提出された成果物とその複製物は、I B 機構の所有物となる。I B 機構は、成果物を評価した後、記録管理の目的で成果物を保持するか、必要性と法的義務に従って最終的に破棄する権利を保有する。
- 6.8 志願者は、外部評価された成果物とその試験答案の返却を要請することができる。ただし、その要請は、5月セッションの場合は同年の9月15日までに、11月セッションの場合は翌年の3月15日までに提出されなければならない。いずれの場合も、要請が有効と見なされるには、ハンドブックの手順に従って学校の D P コーディネーターから提出されなければならない。

第7条：志願者のデータの使用

- a. 本資料における「志願者のデータ」とは、単独または氏名、住所、メールアドレス、生年月日、電話番号、金融関連情報、評価結果、成果物、画像、音声、心身の健康情報などと組み合わせることで志願者を特定したり特定を可能にしたりする、志願者についてのあらゆる情報またはデータを指す。
- b. I B 機構は、世界各地で事業展開していて、個人データ、個人情報、プライバシーに関するさまざまな法的要件に従う必要があるため、志願者のデータの保護は全世界で統一的に管理している。学校は世界各地にあり、それぞれの所在国において、志願者のデータの保護やプライバシーに関する法規制に従う必要がある。このため学校は、志願者のデータに関係する当該国のデータ

保護法やプライバシー関連法を順守し、それらの法律の順守にあたって I B 機構と協力することを、I B 機構に対して表明し保証する。

- c. I B 機構は、学校に適用されるデータ保護法やプライバシー関連法を学校が順守しているかどうかについて責任を負わない。また、学校は、データ保護法やプライバシー関連法に關係して志願者や法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、I B 機構を免責することを約束する。
- d. 学校は、適用される可能性のあるすべてのデータ保護法やプライバシー関連法に則って志願者のデータの収集、処理、および I B 機構との共有を行うことを、I B 機構に対して表明し保証する。学校は、下記の第 7.1 条 (f) 項に示した目的で志願者のデータを処理することについて志願者または法的保護者から明示的な同意を求めるなどを、適用されるデータ保護法やプライバシー関連法で要求される範囲内で約束する。
- e. 学校は、下記の第 7.1 条 (f) 項に示した目的で収集した志願者のデータをその目的のためにのみ使用または処理することを、当該国の適用法で要求される範囲内で約束する。さらに、志願者のデータを不正または違法な処理、過失による損失、破壊、損傷、改変、開示から守るために適切な技術的・組織的な措置を講じたこと、および志願者のデータを取り扱う職員全員の信頼性と法律の順守を確認するために合理的な措置を講じたことを、適用法で要求される範囲内で約束する。
- f. 志願者のデータは、以下の目的で使用されることがある。
 - D P に志願者を登録し、志願者と学校のために D P とその要件を管理するため。これには、評価に際して配慮が必要かどうかを見極めるための個人の機密データが含まれる。
 - 志願者と学校に対して D P の支援とサービスを提供するため。具体的には、ウェブサイトのサービス、オンラインフォーラム、評価サービスと評価に際しての配慮、志願者に対するオンラインコースの提供、さらに志願者と学校が高等教育機関（大学または高等教育機関の入学許可に携わる行政当局など）に情報提供する際の支援が含まれる。
 - I B 機構の使命に関する調査と統計分析のため。これには、評価と結果についての調査や D P の有効性の調査が含まれる。
 - I B 機構の宣伝とプロモーションのため（現役生や卒業生のネットワーク、およびソーシャルメディアのプラットフォーム）。
 - 教育や訓練のため、および商業目的や他の適切な目的のため。
 - 志願者や学校との取引を実行し処理するため。
 - 法令、規則、報告、および / または法律にかかる義務を履行するため。
- g. 学校は、学校や I B 機構が上記の目的で志願者のデータを最初に収集した国から他の国に転送する可能性があることを志願者または法的保護者に完全かつ十分に知らせ、また明示的な同意を求めるなどを、データ保護法やプラ

イバシー関連法で要求される範囲内で約束する。転送先は、データを最初に収集した国と比べて十分で、適切な、すなわち同等なレベルのデータ保護が存在しない国である可能性や、また場合によっては第三者である可能性もある。学校は、志願者のデータが転送される可能性のある第三者について、適用法で要求される範囲内で志願者に知らせる。IB 機構に関する第三者には、学校、認定されたオンラインコース提供者、高等教育機関（大学または高等教育機関への入学許可に携わる行政当局など）、教育分野の省庁、評価サービス提供者（試験官、モダレーター、第三者業者、評価プロセスとその後の不服申し立てにかかわる者など）、さらに IB 機構の請負業者が含まれる。学校は、すべてのデータ転送に際し、国際データ転送とその後のデータ転送を統制している要件を順守することを確認する。また、学校から IB 機構に転送されるあらゆる志願者のデータが上記のように転送される可能性があり、それが志願者のプライバシーやデータ保護権を侵害するものではないことを、IB 機構に対して表明し保証する。

- h. 志願者や法的保護者は、志願者や学校に適用されるデータ保護法やプライバシー関連法で認められる範囲内で、学校が自分についてどのような性質のデータを処理しているかについて問い合わせることができる。学校は、現地の法的要件に従って、志願者や法的保護者がその要請を学校に送れるようにすることを約束する。また、IB 機構が志願者や法的保護者から志願者のデータに関する要請を受け取った場合は、学校が、IB 機構に対して完全なる協力と支援を提供することを約束する。

II. ディプロマプログラム

第8条：IBディプロマの内容と要件

- 8.1 IBディプロマの志願者は、6科目とコアの評価要件を満たさなければならぬ。上級レベル科目すべて、コア、そして少なくとも1つの標準レベル科目は、プログラムの2年間を使って履修されなければならない。場合によっては、1科目か2科目の標準レベル科目を1年目に履修し、その年度末に単年度単科履修科目として評価することができる。さらに、必要であれば、標準レベルの1科目を1年目、標準レベルのもう1科目を2年目に履修し、それぞれの年度末に評価要件を満たすこともできる。「初級外国語」(ab initio) とパイラット科目は、プログラムの2年間にわたって継続的に指導される必要がある。
- 8.2 6科目は、当該試験セッションのハンドブックに従って、6グループから選択し、うち少なくとも3科目か4科目を上級レベル、それ以外を標準レベルとしなければならない。推奨指導時間は、上級レベルのコースが240時間、標準レベルが150時間である。

-
- 8.3 IBディプロマプログラムの志願者は、これら6科目に加えて、以下のコアの要件を満たさなければならない。
- 「知の理論」のコースとその評価要件。IB機構は、DPの2年間で最低100時間の指導を推奨している。
 - 「CAS」の取り組み。IB機構は、要件となっている組み合わせで最低150時間取り組むことを推奨している。
 - 「課題論文」。選択できる科目から選び、評価用に提出する。IB機構は、志願者が約50時間取り組むことを推奨している。
- 8.4 IBディプロマの6科目以上に科目（またはコアの要件）を履修しても、IBディプロマの取得に使用することはできない。
- 8.5 学校は、「課題論文」を提出する志願者が学校で教師の監督を受けていることを確認する。その教師は、志願者が選択した科目において資格や経験を有し、かつDPに精通していなければならない。志願者の親族や、当該校の教師でない者が監督者になることはできない。
- 8.6 IBディプロマの志願者は、当該試験セッションで選択できる科目としてハンドブックに記載されているDPの科目から1つを選んで、「課題論文」に登録しなければならない。学校から助言と承認を受けているかぎり、「課題論文」に選択する科目は、志願者が履修している6科目のいずれかでなくてもよい。
- 8.7 グループ2の「課題論文」は、「言語の習得」の学習者のために設けられている。グループ1の言語でグループ2の課題論文を提出することはできない。
- 8.8 「課題論文」の成績を上げるために再履修する志願者（第11.4条の定義による）は、改訂または新規に執筆した課題論文を提出することができる。成績が上がらなかつた場合は、最初に提出した課題論文の成績が有効となる。新しく執筆する場合は、以前と同じDPの科目または別の科目で登録できる。
- 8.9 IB機構は、新しい科目的開発の目的で試験的に実施する「パイロット科目」を提供することがある。パイロット科目は、限られた学校が提供し、シラバスの内容と評価方法がシラバスの実施期間中に変更になる可能性があるという理解に基づいて実施する。パイロット科目は、プログラムの2年間にわたって継続的に指導されるものとし、このため単年度単科履修科目として扱うことはできない。^{アンティシペイティッド} グループ1、2、3、4のパイロット科目は、バイリンガルIBディプロマ（第14.2条の定義による）の取得に使用することができる。
- 8.10 学際的な科目は、1科目で2グループの要件を満たす。第8.4条に従ってIBディプロマの6科目の要件を満たすには、さらに1科目を選択する必要がある。追加する1科目は、その学際的科目が属するグループを含め、どのグループからでも選択できる。学際的科目は、バイリンガルIBディプロマの取得に使用することができる。

-
- 8.11 学校は、独自のニーズと指導のリソースに応じた学校ベースのシラバス（以降、「S B S」と称する）を策定することができる。これは、I B 機構と協議したうえで開発され、I B 機構によって承認される。S B Sは、標準レベルでのみ提供することができ、また2回の試験セッションに生徒を登録したことのある学校だけが提供できる。指導開始前にI B 機構から承認されなければならず、また定期的なレビューの対象となる。さらに、S B Sは、グループの規準に応じて、グループ2、3、4、6の科目の代替として認定される可能性がある。その場合は、両方ではなくいずれかのグループの要件を満たすために、その科目を履修できる。I B ディプロマを取得する目的で1人の志願者が複数のS B S、またはS B Sとパイロット科目1つずつに登録することはできない。S B Sは、バイリンガルI B ディプロマの取得に使用することはできない。
- 8.12 高等教育機関に入学するための特別な条件としてI B ディプロマ志願者が現行のハンドブックの規定とは異なる科目を修了しなければならない場合、志願者は、D P コーディネーターによってI B 機構に提出される大学志願用証拠書類に合理的な範囲の代用をすることが認められる場合がある。これは、「ノンレギュラー・ディプロマ」と呼ばれ、科目の組み合わせはI B 機構から承認されなければならない。

第9条：ディプロマ単科履修（コース）志願者

- 9.1 科目を学習して評価を受けるがI B フルディプロマを取得しない志願者は、ディプロマ単科履修（コース）志願者（以降、「D P 単科履修志願者」と称する）と呼ばれる。D P 単科履修志願者が選択する科目はD P コースと呼ばれ、「知の理論」、「課題論文」、「C A S」プログラム修了のコア要件を選択することもできる。D P 単科履修志願者は、D P コース修了証（D P C R）を受け取る。「知の理論」と「課題論文」の成績はD P コース修了証に記録され、また該当する場合は「C A S」の修了も記録される。
- 9.2 D P 単科履修志願者は、D P のコア要件である「課題論文」を同一セッション中に1つ以上登録することができる。I B ディプロマ志願者は、D P 単科履修志願者として2つ目の「課題論文」を登録できるが、これは特別な理由で必要とされる場合に限られる。どちらに登録している志願者も、「知の理論」と「C A S」を同一セッション中に複数登録することはできない。
- 9.3 D P 単科履修志願者が選択する科目やコア要件は、後にI B ディプロマの取得に使用することはできない。
- 9.4 I B ディプロマ志願者に適用される「知の理論」、「課題論文」、「C A S」の規則と手順は、D P 単科履修志願者にも適用される。

第 10 条：使用言語

- 10.1 D P のグループ 3、4、5、6 の科目の試験と他の形式の評価は、英語、フランス語、スペイン語の使用言語のいずれかで執筆しなければならない（特定科目では、ドイツ語も使用言語とされている）。「知の理論」と「課題論文」の評価用成果物も、やはり英語、フランス語、スペイン語のいずれかで提出されなければならないが、ただしグループ 1 と 2 の科目で「課題論文」を選択した場合は、その科目の言語で執筆されなければならない。「ラテン語」と「古典ギリシア語」（グループ 2）の「課題論文」は、英語、フランス語、スペイン語のいずれかで執筆しなければならない。
- 10.2 グループ 3 と 4 の一部の I B プロジェクト、および「知の理論」と「課題論文」の試験と他の形式の評価は、英語、フランス語、スペイン語以外の言語で執筆することが認められる場合がある。第 13 条の条件を満たしていれば、これはバイリンガル I B ディプロマの取得に使用することができる。I B 機構は、これらのプロジェクトで英語、フランス語、スペイン語以外の言語をメインストリームとして扱い、通知を行ったうえですべての志願者の使用言語とする権利を保有する。
- 10.3 同じ科目のすべての評価要素で、終始同じ使用言語を使用しなければならない。ただし、同じ科目を再履修するにあたり、次の試験セッションのその科目では希望する使用言語が選択できない場合は、前の試験セッションの内部評価が持ち越され、結果的に同じ科目で複数の使用言語が使用されることがある。

III. 評価

第 11 条：志願者の登録

- 11.1 志願者の登録とは、志願者が D P の評価に申し込むことを指す。登録手続きは、セキュリティ保護のかかったウェブベースサービスである I B インフォメーションシステム（I B I S）を使用して、D P コーディネーターが行う。他の方法で志願者を登録することはできない。志願者が自分で試験セッションに登録したり、すでに登録された情報を変更したりすることはできず、また法的保護者が志願者のために登録や登録変更をすることもできない。
- 11.2 I B ディプロマまたは D P コース修了証の志願者は、学校を介して特定の試験セッションに登録し、要件とされるコースの指導と評価をその学校で受けなければならない。学校は、志願者の登録要件を満たし、期日までにかかるべき費用を支払わなければならない。志願者が試験セッションに正しく登録されたことを確認する全責任は、学校が負う。
- 11.3 学校は、D P の実施認定を受けている他の I B ワールドスクールからの外部志願者を受け入れることができるが、ただしこれは、その志願者が普段通学している

学校が特定の I B 科目を提供していないことが条件となる。この場合も、その志願者の指導責任と管理責任はすべて、その志願者を D P の試験セッションに登録した学校、またはこれから登録する学校が負う。I B 機構から助言されたのでないかぎり、その生徒を両方の学校で登録してはならない。同様に、再履修の志願者の場合も、その生徒を登録した学校が指導責任と管理責任をすべて負わなければならず、他の学校に委任することはできない。I B 機構の認定したオンラインコース提供業者のオンラインコースを履修する志願者には、現行のハンドブックの規定が適用される。

11.4 登録には、以下のカテゴリーがある。

- a. アンティシペイティッド 単年度単科履修：標準レベルの 1 科目または 2 科目（「初級外国語」(ad initio) とパイロット科目を除く）の要件を、D P 1 年目の終了時点で満たすことを目指す志願者
- b. ディプロマ：I B ディプロマの取得要件を満たすことを目指す志願者
- c. コース：I B ディプロマの取得を目指さず、科目やコア要件を履修する志願者
- d. 再履修：成績を上げることを目指す、以前の I B ディプロマ志願者

11.5 I B ディプロマ志願者が特定科目の成績を上げるために再履修する場合は、その科目またはコア要件で付与される最も高い成績が I B ディプロマの取得に使用される。同様に、アンティシペイティッド 単年度単科履修志願者がその I B ディプロマセッション中に同じ科目を再履修する場合も、通常は最も高い成績が I B ディプロマの取得に使用される。

第 12 条：成績

各科目の成績は、7 点（最高）から 1 点（最低）の範囲で評価される。「知の理論」と「課題論文」の成績は、A（最高）から E（最低）の範囲で評価される。「C A S」の要件は評価されない。I B ディプロマの場合は、「知の理論」と「課題論文」の合計で最高 3 点が付与される。D P の最高点は、合計 45 点である。

第 13 条：I B ディプロマの授与

13.1 I B ディプロマを取得するには、6 科目と他のディプロマ要件の評価要素をすべて修了しなければならない。ただし、本資料の第 18 条と第 19 条に記載された条件にあてはまる場合は例外となる。

13.2 I B ディプロマは、以下の要件をすべて満たした志願者に授与される。

- a. 「C A S」の要件を満たした。
- b. 合計点が 24 点以上に達した。
- c. 「知の理論」、「課題論文」、または対象科目のいずれにも「N」の評価がなかつた。

-
- d. 「知の理論」と「課題論文」のいずれにも「E」の評価がなかった。
 - e. 「1」の成績を受けた科目（H LまたはS L）がなかった。
 - f. 「2」の成績を受けた科目（H LまたはS L）が2科目以内だった。
 - g. 「3」以下の成績を受けた科目（H LまたはS L）が3科目以内だった。
 - h. H L科目で合計12点以上に達した（H Lを4科目登録した志願者の場合は、最も高かった3科目の評点を合計する）。
 - i. S L科目で合計9点以上に達した（S Lを2科目登録した志願者の場合は、S L科目で合計5点以上に達しなければならない）。
 - j. 資格授与委員会から学問的不正行為の処分を受けなかった。
- 13.3 I Bディプロマの取得要件を満たすために受けることのできる試験セッションは、最高3回である。これらの試験セッションは、連続していなくてもよい。

第14条：成績の形式

- 14.1 I Bディプロマの取得要件を満たしたI Bディプロマ志願者は、I Bディプロマと「ディプロマプログラム（D P）修了証」と題された書類を受け取る。D P成績には、I Bディプロマの合計点、科目ごとの成績、「C A S」の要件をすべて満たしたこと示す修了証、さらに「知の理論」と「課題論文」で付与された評点と個別の成績が記載される。
- 14.2 バイリンガルI Bディプロマは、以下の規準のいずれかまたは両方を満たした志願者に授与される。
 - a. グループ1で2言語を選択し、その両方で「3」以上の成績を取得した。
 - b. グループ1の選択言語とは異なる言語でグループ3か4の1科目を修了し、グループ1の選択言語とそのグループ3か4の科目の両方で「3」以上の成績を取得した。
- 14.3 I Bディプロマの取得要件を満たさなかったI Bディプロマ志願者は、D Pコース修了証を受け取る。これには、科目ごとの成績、「知の理論」と「課題論文」の成績、および「C A S」の要件をすべて満たしたこと示す修了証が適宜記載される。
- 14.4 D P単科履修志願者は、D Pコース修了証を受け取る。これには、科目ごとの成績とコア要件で取得した成績が適宜記載される。

第15条：成績照会

- 15.1 志願者の評価用成果物は、成績照会サービスの一環として、再採点、学校へ返却（電子形式または複写コピーで）、または再モデレーション（内部評価の場合）をすることができ、その詳細と費用は関連するハンドブックで規定される。このサービスのカテゴリーと条件は変更されることがあるため、当該試験セッション

のハンドブックに従う。成績照会はすべて、志願者を代理して学校が提出しなければならない。

- 15.2 評価用成果物を再採点した結果、当該科目の成績が上下することがある。このため学校は、成績変更を招く可能性のある成績照会サービスを要請する前に、志願者または法的保護者から成績が上下する可能性を認識したことについて、書面による同意を得なければならない。
- 15.3 再採点や再モデレーションをした後の成績を導いたプロセスが、本資料やハンドブックで定義された手順に従っていなかったと学校のDPコーディネーターが判断する場合は、志願者を代理してコーディネーターが、その再採点に関する報告書を要請できる。学校は、報告書を要請する前に、志願者または法的保護者から同意を得なければならない。
- 15.4 コーディネーターが、成績照会サービス以外に、成果物の再採点を要請したり、内部評価の採点のさらなるモデレーションを要請したりすることはできない。ただし、志願者は、第22条の条件に従って不服申し立てを提出する権利を保有する。

第16条：IB DP資格授与委員会

- 16.1 IB DP資格授与委員会とは、成績付与の手順を経て決定された成績に基づいて、IBディプロマとDPコース修了証を正式に授与する組織である。
- 16.2 資格授与委員会は、IB理事会、試験委員会、IBの上級評価スタッフの代表者で構成され、その委員長は、試験委員会の委員長が務める。試験委員会は、IB理事会によって設立され、IBの上級試験官で構成されている。試験委員会の主なねらいは、DPの学問的水準を保護し、向上させることである。
- 16.3 資格授与委員会は、学問的不正行為の疑いがあるケースについての決定を小委員会に委任することがあるが、IBディプロマとDPコース修了証の授与に関するすべての特別なケース（セクションIVの定義による）で最終決定を下す権限は、資格授与委員会が保有する。

IV. 特別なケース

第17条：評価の際に配慮を必要とする志願者

- 17.1 学習支援の必要性とは、志願者がスキルや知識を十分に発揮するうえで不利な立場に立たされたり、それを妨げられたりする可能性のある状況、もしくは法律で規定される他の状況に関する恒常的または一時的な必要性を指す。
- 17.2 IB機構は、学習支援を必要とする生徒の指導について、最低限のガイダンスを示すことができる。しかし、学校に登録した志願者の個別のニーズを特定しそれに対応するのは、学校の責任である。

-
- 17.3 学習支援の必要性とは、多くの場合、評価の際に配慮を必要とすることを指す。IB 機構は、評価の際に配慮を必要とする志願者のために受験上の配慮を承認することができる。
- 17.4 志願者が受験上の配慮を必要とする場合は、DP コーディネーターがそれを取り計らい、必要に応じてハンドブックの手順に従い受験上の配慮に対する承認を IB 機構に要請しなければならない。
- 17.5 学校、志願者、法的保護者のいずれかが、IB 機構の承認した受験上の配慮が当該志願者にとって適切でないと考える場合は、DP コーディネーターが、志願者のニーズの再評価を要請し、承認された受験上の配慮が適切かどうかの決定を仰ぐことができる。1回目の再評価は、その配慮を承認した IB 機構のスタッフが担当する。1回目の再評価の結果に学校が同意しない場合は、2回目の再評価が行われ、これにあたっては、適切な資格をもつ複数の者、および最初の決定にかかるわらなかつた IB 機構の職員 1 人、さらに IB 機構の職員でない者 1 人が共同で決定を下す。2回目の再評価を超えてさらなる再評価が行われることはない。DP コーディネーターは、受験上の配慮の承認を最初に受け取った日、または1回目の再評価の決定を受け取った日から 1 カ月以内に、再評価の要請を IB 機構に提出し、かつ受理されなければならない。
- 17.6 志願者が受験上の配慮を認められた（かつ学校によって適切に実行された）場合、その配慮を行った後の評価結果が志願者の望むレベルや予期したレベルに達しなかつたとしても、特別な事情により影響を受けたとして請求する権利はなくなる。受験上の配慮の承認は、学習支援を必要とする生徒に対して IB 機構を行う唯一の取り計らいである。

第 18 条：特別な事情により影響を受けた志願者

- 18.1 特別な事情とは、志願者の力の及ぶ範囲を超える状況で、かつ志願者の評価結果に差し障る可能性のある状況と定義される。具体的には、重度のストレス、きわめて困難な家庭環境、死別、志願者の健康や安全を脅かしかねない出来事などが含まれる。同じ状況が同じ学校内の複数の志願者や全員に影響することもある。以下のような状況は、特別な事情とは見なされない。
- 志願者が登録されている学校側の落ち度。例えば、志願者の登録に関する学校の過失や怠慢、受験上の配慮や特別な事情の検討を求める要請、承認された受験上の配慮の実施、または第 18.2 条に定める延長要請の遅れなどが含まれる。
 - 承認された受験上の配慮を受けたにもかかわらず、志願者の成績が向上しなかつたこと。
- 18.2 時期の早い評価要素（例えば、「課題論文」、「知の理論」の論文、内部評価の採点とサンプル成果物など）の提出に先立って志願者が特別な事情により影響を受け

た場合、学校が必要な書類（ハンドブックに記載）を I B 機構に提出すれば、提出期限の延長が承認されることがある。延長は I B 機構から正式に承認されなければならず、また延長以外の取り計らいは提供されない。

- 18.3 特別な事情により影響を受けた場合に、特別の考慮を求める申請はすべて、志願者を代理して学校の D P コーディネーターが I B 機構に提出しなければならない。その申請は、当該科目の最終評価が完了した日から 10 日以内に受領され、また D P コーディネーターの執筆した供述と適切な証拠を伴っていなければならない。
- 18.4 志願者の評価結果が特別な事情により影響を受けたと I B 機構が認めた場合は、I B 機構の独自の裁量においてそのケースに特別な考慮をすることがあるが、ただしこれは、他の志願者と比べて有利にならないことが条件となる。その志願者の状況が「不利」であり特別な取り計らいに値すると見なされれば、影響を受けた科目や I B ディプロマの要件の合計点が調整される。志願者の評点が、次に高い成績を受けるための基準を 1 点か 2 点だけ下回っていれば、影響を受けた科目（影響を受けた科目に限られる）の成績が上げられる。「知の理論」と「課題論文」については、次に高い成績を受けるための基準を 1 点だけ下回っている場合のみ、成績が調整される。特別な事情により影響を受けた志願者に対して可能な考慮は、この調整だけである。志願者の評点が必要とされるレベルになければ、成績は調整されない。

第 19 条：評価が完了していない志願者

- 19.1 「評価が完了していない」とは、科目の評価要件のいずれかの要素を志願者が提出していないことを意味する。
- 19.2 評価が完了していないケースの考慮を求める申請はすべて、志願者を代理して学校の D P コーディネーターが I B 機構に提出しなければならない。その申請は、当該科目の最終評価が完了した日から 10 日以内に受領され、また D P コーディネーターの執筆した供述と適切な証拠を伴っていなければならない。
- 19.3 科目の評価が完了していないケースで、以下の条件が両方とも満たされた場合は、I B 機構が独自の裁量により当該科目の成績を付与することがある。
- 病気、怪我、近親者の死亡や、病院や裁判所へ赴く必要など、志願者の力の及ぶ範囲を超える合理的な理由が学校から提出された。
 - 志願者が外部評価の評価要素を含む十分な成果物を当該科目で提出しており、その科目で満点とされる評点の 50% 以上に達している。
- 19.4 上記の条件が両方とも満たされた場合、完了していない評価要素の評点は、完了している評価要素でその志願者が取得した評点に基づき、またその科目を履修した他の志願者の評点の分布に従って、確立された手順で計算される。完了していない試験が複数ある場合は、当該科目の成績を付与するかどうかは資格授与委員

会が決定する。完了していない評価要素の統計的手法や「考慮」（第 18.4 条に説明）による評点の決定は、評価中の同じ科目やレベルには適用されない。

- 19.5 5 月または 11 月の筆記試験中に学校が強制閉鎖されたなどの理由の結果、学校内の複数の志願者や全員が評価を完了しないこともある。複数の志願者が影響を受けた場合は、資格授与委員会がすべての志願者に対して同じ配慮を施す。

第 20 条：学問的不正行為が疑われる志願者

I B 機構は、1 つまたは複数の評価要素において志願者本人や他の志願者に公正さを欠いた利益をもたらす、またはもたらし得る行為を学問的不正行為と定義している。また、他の志願者に不利益をもたらし得る行為も学問的不正行為と見なされる。学問的不正行為は本資料の規則違反であり、これには以下のような行為が含まれる。

- a. 剥窃 — 故意であるかどうかにかかわらず、適切、明確、かつ明示的な認知をせずに他人の考え、言葉、成果物を自分のものとして提示することと定義される。
- b. 共謀 — 自分の成果物の他人による引き写しや提出を許すなど、他の志願者の学問的不正行為を支援することと定義される。
- c. 重複使用 — 異なる評価要素や D P のコア要件に対して同一の成果物を提出することと定義される。
- d. I B 試験中の違反行為（例えば、許可されていないものを試験に持ち込むこと、試験妨害や他の志願者の邪魔などの行為、他の志願者とコミュニケーションをとることなど）
- e. 志願者に公正さを欠いた利益をもたらす行為、および他の志願者の結果に影響する可能性がある他のすべての行為（例えば、「C A S」の記録を偽造すること、筆記試験から 24 時間以内に何らかの形式の通信や媒体を介して試験問題の内容について情報を開示したり情報を受け取ったりすることなど）

第 21 条：学問的不正行為が疑われるケースの調査

- 21.1 志願者の成果物を評価のために提出する前に「本当に生徒自身が取り組んだものかどうか」について疑問が生じた場合は、学校がその状況を解決しなければならない。成果物を評価のために I B 機構に提出した後に学問的不正行為（剽窃や共謀など）の可能性が特定された場合は、学校の D P コーディネーターができるだけ早く I B 機構に通知しなければならない。内部評価する成果物の場合の「提出」とは、教師による採点の I B 機構への提出期日を意味する。筆記試験の答案以外で外部評価する成果物の場合の「提出」とは、志願者が自分自身で取り組んだことを確認する宣誓文に署名することを意味する。

-
- 21.2 学校、試験官、またはIB機構が志願者による学問的不正行為の疑いを立証した場合、学校は、調査を実施して、そのケースについての供述と関連する記録をIB機構に提出しなければならない。学校が学問的不正行為の可能性に関する調査を支援しなかった場合、その志願者には当該科目の成績が付与されなくなる。
- 21.3 IB機構が学校に対し、志願者の学問的不正行為が疑われており、IB機構が調査を開始する意向であることを通知した場合は、学校の校長の裁量により、志願者に当該試験セッションまたは当該科目の履修停止を申し渡すことができる。ただし、IB機構の裁量により、学問的不正行為の疑いに関する調査はなおも実施され、学問的不正行為を確定するか否かの決定が下されることがある。志願者が科目を履修停止となった場合、当該科目の評点を将来の試験セッションの成績付与に使用することはできない。
- 21.4 学問的不正行為の疑いがかけられた志願者には、その疑いについての書面供述を提出できる機会を、学校のDPコーディネーターが与えなければならない。志願者が供述の提出を拒否した場合も、志願者が規則に違反したかどうかを見極める調査と決定は続行する。
- 21.5 学問的不正行為が疑われるケースの大半は、資格授与委員会の小委員会に委任される。この小委員会は通常、IB機構のスタッフ、学校の代表者、および主任試験官か副主任試験官で構成されるが、その構成員のうち1人または複数が、資格授与委員会の承認を得ることを条件として、ケースについての決定を下すことができる。小委員会の委員長は、資格授与委員会の委員長または副委員長、もしくは副委員長の指名した主任試験官が務める。
- 21.6 小委員会は、資格授与委員会の代理として、かつ資格授与委員会の監督を受けながら、決定を下す。小委員会は、調査で収集された供述と証拠をすべて確認したうえで、学問的不正行為の疑いを否定するか、確定するか、またはさらなる調査を行うかを決定する。小委員会が決定を下せない場合は、そのケースは資格授与委員会に申し送られる。
- 21.7 学問的不正行為の事実が確定したと小委員会が決定した場合、当該科目に処分が科される。その処分は、小委員会の判断により、不正行為の深刻さに比例する。学問的不正行為の事実が資格授与委員会によって非常に重大とされた場合は、資格授与委員会が、当該科目における志願者の成績を付与しないと決定し、またその志願者の将来の試験セッションへの登録を禁止することがある。
- 21.8 IBディプロマに使用する科目で成績が付与されなかった場合、その志願者にはIBディプロマは授与されない。学問的不正行為が行われなかつた他の科目には、DPコース修了証が付与される。重大な不正行為や度重なる不正行為があつたのでないかぎり、志願者は、将来の試験セッションに登録することが許可され、登録期日に間に合うのであれば、6カ月後の試験セッションに登録することもできる。IBディプロマ志願者が、IBディプロマを取得するための3回目の試験

-
- セッションで学問的不正行為を確定された場合は、さらなる I B 試験セッションは許可されない。
- 21.9 以前のセッションで規則違反を確定された志願者が再び規則違反とされた場合は、通常、さらなる試験セッションには参加できなくなる。
- 21.10 候補者の成績が発表された後も、実質的な証拠が存在するのであれば、I B 機構は、学問的不正行為に関する調査を実施することができる。その結果として資格授与委員会かその小委員会が学問的不正行為を確定させた場合は、その志願者の当該科目の成績が取り消され、結果的に I B ディプロマも取り消される可能性がある。

V. 不服申し立て

第 22 条：不服申し立てが許されるケース

- 22.1 I B 機構は、試験セッション中の決定に関する以下の 4 つの領域について、不服申し立てを受けつける。
- 成績 — 志願者の成績が不正確だと学校が信じる理由があり、しかるべき成績照会の手順がすべて完了している場合。
 - 学問的不正行為を確定した決定に対して。ただし処分の重さに対するものではない。
 - 特別な考慮についての決定 — 特別な事情の訴えの結果として、志願者に特別な考慮を認めないとした決定に対して。
 - 1 人または複数の志願者の成績に影響する状況で、前記の規定では言及されていない運営上の決定に対して。
- 22.2 不服申し立てのプロセスは 2 段階に分けられ、各段階で志願者か法的保護者が費用を支払わなければならない。不服申し立ての各段階に適用される費用は、その段階で不服申し立てが認められた場合には返金される。
- 22.3 不服申し立ての第 1 段階は、その志願者を当該試験セッションに登録した学校の校長か D P コーディネーターによってのみ要請できる。不服申し立てのプロセスの期間中、その志願者は上訴人と呼ばれる。不服申し立ての第 2 段階は、第 1 段階の結果に満足できなかった場合に、校長や D P コーディネーターが要請できるだけでなく、志願者や法的保護者が直接要請することもできる。どちらの段階でも、要請に際しては、I B アンサーで提供されている I B 機構のフォームを記入して提出しなければならない。
- 22.4 ハンドブックに記載された期日や手順に学校が従わなかった場合、不服申し立ての要請は認められない。
- 22.5 不服申し立ては、志願者の成果物の再採点、再モデレーション、評価やモデレーションについての報告を求めるものではない。志願者の成績に対する不服申し立

ては、成績を導くための標準的な手順が I B 機構によって正しく実施されなかつたことを証明する新しい証拠を学校が提示した場合にのみ考慮される。

- 22.6 不服申し立ての第 1 段階と第 2 段階のプロセスでは、志願者、 I B 機構とともに、法的代理人の使用は許可されない。

第 23 条：不服申し立ての第 1 段階

- 23.1 不服申し立ての第 1 段階とは、最初の決定にかかわらなかつた I B 機構の上級評価担当者がケースを再検討することを意味する。この再検討に際しては、志願者を代理して学校が提出した書面の情報を考慮し、決定が下された際や成績が付与された際に手順が正しく適用されたかどうかを判断する。この再検討が完了した後、不服申し立ての第 1 段階が却下された（否認された）か支持された（認められた）かが、理由の概要とともに校長に通知される。
- 23.2 不服申し立ての第 1 段階が受けつけられるには、要請にあたって以下の条件をすべて満たさなければならない。
- 要請を校長が支持している。
 - 志願者を代理して校長（または D P コーディネーター）が要請を提出了。
 - 成績発表日や決定日から 2 カ月以内に I B 機構が要請を受理した。
 - 不服申し立ての根拠と、発見された新事実がある場合はその説明が、要請に完全に記載されている。
 - 本資料の規則とハンドブックの手順が I B 機構によってどのように正しく適用されなかつた可能性があるのかについての説明が、要請に記載されている。
- 23.3 上級担当者は、不服申し立ての第 1 段階を受けつけた場合、有用と見なす情報や証拠を校長に要請することがある。不服申し立ての第 1 段階のプロセスに志願者やその代理人が介入することは認められない。原則として上級幹部は、不服申し立ての要請を I B 機構が受領した日から 1 カ月以内に決定を下す。

第 24 条：学問的不正行為の決定に対する不服申し立ての第 1 段階

- 24.1 不服申し立ては、志願者が規則に違反したと判断され、かつ新しい証拠が I B 機構に示された場合にのみ受けつけられる。また、学問的不正行為を確定した決定に関してのみ受けつけられ、処分の重さについては受けつけられない。不服申し立ての要請フォームで、新しい証拠を詳細に説明しなければならない。このフォームは、 I B アンサーから入手でき、 I B アンサーに提出する必要がある。
- 24.2 要請を受領した後、 I B 機構の上級担当者と資格授与委員会の委員長（または副委員長）が、要請フォームと付随書類の情報だけを使用して、不服申し立てに十分な根拠があるかどうかを判断する。不服申し立ての第 1 段階が受けつけられなかつた場合は、それ以降の訴えはできない。

-
- 24.3 不服申し立ての第1段階が必要と判断されると、そのケースは、資格授与委員会の小委員会で審議される。最初の決定にかかわった者が、不服申し立ての第1段階に十分な根拠があるかどうかの判断や小委員会の審議に関与することはない。
- 24.4 不服申し立ての第1段階のプロセスに志願者やその代理人が介入することは認められない。原則として小委員会は、不服申し立ての要請をIB機構が受領した日から1ヶ月以内に決定を下す。

第25条：学問的不正行為の決定に対する不服申し立ての第2段階

- 25.1 不服申し立ての第2段階に先だって第1段階が完了していなければならない。学問的不正行為の決定に対する不服申し立ての第2段階の手順は、要請に応じてIBアンサーが提供する別の資料に詳述されている。
- 25.2 校長、志願者、または法的保護者が第1段階の結果に満足できなかった場合、不服申し立ての第2段階へと進む要請をIB機構に提出できる。第2段階は、校長の支持を受けていなくてもよい。不服申し立ての第2段階に入る前に、志願者または法的保護者が費用を支払わなければならず、この費用は不服申し立てが認められた場合には返金される。
- 25.3 不服申し立ての第2段階が受けつけられるには、第1段階の決定が校長に正式に通知されてから1ヶ月以内に、IB機構が要請を受領しなければならない。
- 25.4 第2段階のプロセスでは、志願者が正式に審査パネルの聴聞会に出席することが認められる。志願者とその代理人に聴聞会の日時が通知され、希望すれば出席できるが、出席がなくても聴聞会の手続きは進められる。
- 25.5 不服申し立ての第2段階では、以下の3人が審査パネルの委員を務める。
- ・ IB機構とは独立した立場にある者
 - ・ 試験委員会の委員長または副委員長
 - ・ 当該試験セッションの資格授与委員会とその小委員会のいずれにも参加しておらず、かつ当該試験セッション中にその志願者に関する以前のいかなる決定にも関与しなかった主任試験官
- 試験委員会の委員長または副委員長がそのケースについて予備知識をもっていたとしても、審査パネルの委員になることはできる。
- 25.6 独立した立場の委員は、過去5年以内にDPコーディネーター、教師、試験官、およびIB機構の職員ではなかった者のなかからIB機構によって指名される。その委員が不服申し立ての審査パネルの委員長を務め、その任期は最高3年を超えない。
- 25.7 不服申し立ての審査パネルは、3委員の多数決により第2段階の決定を下す。審査パネルは、不服申し立ての対象となっている以前の決定を導いた手順や規則が順守されなかったと信じる場合、その以前の決定を支持または却下することができる。不服申し立ての審査パネルは、他の形式の決定を下すことはできない。

-
- 25.8 不服申し立ての第2段階の審査パネルが下した決定は、原則として聴聞会から10就業日以内に、志願者または法的保護者に書面で通知される。校長には決定のコピーが送られる。
 - 25.9 不服申し立ての第2段階の審査パネルによる決定はすべて最終決定であり、IB機構は、さらなる審査や他の解決法の要請を受けつけない。

第 26 条：準拠法

本資料に定める一般規則、およびIBディプロマの評価要件に関する他のすべての手順は、スイスの法律によって統制され解釈される。これに際しては、他の地域や国に実在する法律の適用を義務づけたり許可したりする法律や類似の条項との不一致は考慮されない。

第 27 条：調停

解釈、妥当性、不履行、解約などをはじめ、本資料に定める一般規則から発生する、またはこれらの一般規則に関連して発生する紛争、論争、請求は、ジュネーブ商工会議所の国際仲裁に関するスイス規定（以降、「規定」と称する）に従って最終的に解決され、規定に則って調停通知が提出された日に発効する。仲裁人は1人、仲裁地はジュネーブとし、調停手続きは英語で行われる。当事者は、調停手続きに際して、許可される範囲内で情報技術システムと電子コミュニケーションを使用することに同意する。

第 28 条：発効日と一時的規則

本資料の本バージョンは、5月セッションの学校では2014年9月1日に発効し、2015年5月以降のセッションに登録するすべての志願者に適用される。11月セッションの学校では2015年1月1日に発効し、2015年11月以降のセッションに登録するすべての志願者に適用される。IB機構は、本資料に定める一般規則を時おり変更することがある。変更されたバージョンは、そのバージョンの発効日以降にDPを開始するすべての志願者に適用される。